

朝日町農業関係補助事業のご案内

認定農業者・認定新規就農者・定年帰農者・農業研修生等

認定農業者農機具等支援事業（町）

認定農業者向け規模拡大等に伴う高性能農業用機械等の購入支援

◎補助内容：事業費の 1/3～1/6 以内（最高 50 万円限度、営農の取組内容によって補助率が変わります）希望される場合は **5月15日（火）までお知らせください。（過去にこの事業を実施した方は申請できません）**

経営体育成支援事業（国・町）

経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等の支援

◎補助内容：事業費の 3/10（町費上乘せの場合あり。また融資額により補助額は変更）

農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業：経営開始型）（国）

人・農地プランに位置付けられた認定新規就農者を対象に交付金を支給

◎補助内容：年間最高で 150 万円（5 年間）

チャレンジファーマー活動応援事業（町）

①農業での先進的な取組や新技術導入、②地場産物加工開発、③労働力確保対策等の事業支援

◎補助内容：①事業費の 1/2 以内（100 万円限度）
②・③事業費の 1/2 以内（10 万円限度）



定年帰農者農機具等支援事業（町）

概ね 55 才から 65 才で新たに就農または経営者となり、農産物の販売額が年間 50 万円以上見込まれる農業者に対して、農機具等の購入を支援

◎補助内容：30 万円以上の農機具購入費用に対し、1/3 以内の補助（上限 30 万円）

農業研修生受入支援事業（町）

農業研修生を受け入れて指導する農業者へ賃金等の助成

◎補助内容：研修生へ支払う賃金の 1/4

就農条件整備支援事業（町）

認定新規就農者が青年等就農計画に即した機械・施設等の導入費用の助成

◎補助内容：認定新規就農者であり国の経営体育成支援事業に該当しない場合、事業費の 1/3 又は 100 万円のいずれか低い額

農林大学校入学支援事業（町）

農林大学校授業料の全額補助

◎要件：大学校卒業後、町内で就農すること（助成期間の 1.5 倍以上）

農業法人

農業経営の法人化等支援事業（町）

町内で法人を設立した場合の支援

◎補助内容：法人設立諸費の定額補助
：新規雇用者社会保険事業者負担補助

りんご関係

果樹経営支援対策事業（国）

果樹経営の安定対策を図るため、果樹生産担い手を対象に優良品目・品種への転換等取組への支援を行う（申し込みは6月末まで、今年度1回のみ）

◎補助内容：

◇りんご（ワイ化への改植）定額 33 万円/10a

◇りんご（丸葉への改植）定額 17 万円/10a

◇その他果樹 定額 17 万円/10a

※未収益交付金 5.5 万円/10a×改植の翌年から4年間=22 万円/10aが一括で交付。

※りんごのワイ化への改植の場合は、町単独で16 万円/10aの上乗せ有り。

※新植の場合 事業費の1/2以内+未収益交付金

高品質りんご生産緊急対策事業（町）

国の果樹経営支援対策事業による、りんごのわい化改植に該当しない（いや地問題のため抜根・整地を行わない改植）について支援

◎事業主体：果樹生産の担い手

◎補助内容：苗木・支柱等の購入経費の1/2以内（16 万円/10a 限度）

樹体補強資材購入補助事業（町）

雪害等による枝折れを防ぐ資材等購入費用の補助（ロンバス方式等）

◎補助内容：事業費の1/3以内

果樹・野菜・ハウス関係

産地パワーアップ事業（国）

産地パワーアップ計画にある成果目標を産地全体で取り組む際の生産資材等の導入支援

◎補助内容：1/2以内

要件や募集時期がありますので詳細はお問合せください。

果樹樹体共済掛金補助事業（町）

Nosai で引受けする樹体共済掛金への補助

◎補助内容：農家負担掛け金の1/4以内

施設園芸用ハウス等支援事業（町）

野菜の周年販売促進に対する支援

◎施設園芸用ハウス整備補助：事業費（資材費）の1/2以内

ぶどう関係

欧州系ワイン用ぶどう栽培支援事業（町）

朝日町ワインの原料となる欧州系加工ぶどう栽培にかかる支援

◎補助内容：苗木購入費、ぶどう棚資材購入費、雨よけビニール資材 事業費の1/3以内

稲作関係

環境保全型農業直接支払交付金（国・県・町）

エコファーマーに認定された農業者グループが生物多様性保全として冬期湛水管理を行った場合に支援

◎要件：国際水準 GAP に取組むこと

（認証取得までは求めている）

特別栽培農産物認証を受けていること

◎交付内容：冬期湛水

管理内容により 8,000 円～4,000 円/10a

売れる米づくり支援事業（町・農協）

堆肥の散布及び土壌改良材の散布を行った、とも補償加入農家を対象に助成金を交付

◎堆肥散布助成 400 円/10a , 2,750 円/10a(町)

◎土壌改良材共同散布助成 400 円/10a

◎土壌改良材個人散布助成 100 円/20kg 袋

ブランド米生産促進事業（町）

畦畔等水田面積以外のところにカメムシ用の薬剤散布をした場合費用の1/2を補助

（追加防除分のみ対象）

担い手農地集積支援事業（町）（水稻作付のみ）

農地の賃貸借契約等により農地集積が図られ、経営面積が拡大する場合、借り手に対する支援

◎地区により 20,000 円～10,000 円/10a

水田活用の直接支払交付金（経営所得安定対策）

転作を行い、その転作作物を出荷販売している農業者を対象に交付

◎交付内容：作物により 24,000 円～5,000 円を交付（国予算配分により単価の変動有り）

機構集積協力金（国）

中間管理機構に一定の条件を満たして農地を貸し付けた農業者を対象に交付

◎離農により一括して、すべての農地を貸し付けた場合に 70 万円～30 万円を交付

◎中間管理機構の借受農地に隣接する農地を貸し付けた場合に 1 万円/10a を交付

農地の維持や施設の長寿命化関係

↓平成31年度から新たに組みたい場合はご相談ください

中山間地域等直接支払交付金（国・県・町）

中山間地域等において、地目や傾斜等の条件に応じた単価の交付金を、協定に基づき農業生産活動を継続して行う農業者等に農用地面積に応じて交付

多面的機能支払交付金（国・県・町）

(1) 農地維持支払

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援

(2) 資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援

中山間地域等持続的農地保全支援事業（県）

下記事業に取りくめない中山間地域が持続的に農地を維持・有効活用をしていく取り組みを県の事業で支援

離農者に対する補助

第三者移譲による離農給付金（町）

離農をお考えの方が農地等を第三者となる新規就農者に移譲した場合、50,000円/10aを給付。
(町では農地や機械・施設等を新規就農者へ提供(有償・無償に関わらず)できる方を探しております。情報がありましたら農林振興課までお知らせください。)

耕作放棄地対策

耕作放棄地再生利用緊急対策交付金（国・町）

耕作放棄地を再生・利用する取り組みやこれに関連する施設等の整備を支援

◎補助内容：再生作業 5万円/10a
 土壌改良 2.5万円/10a 他
再生作業については町費上乗せ2万円/10a

災害復旧事業

耕地災害復旧事業（町）

農地・農業用施設など1地区事業費10万円以上の場合

◎補助内容：事業費の1/2以内

土地改良事業

土地改良事業（町）

(1) かんがい排水事業 1地区あたり事業費が20万円以上で補助率30%以内

(2) 農道整備事業 1地区あたり事業費が20万円以上で補助率40%以内（新設は補助率30%以内）（維持修繕の場合は1集落あたり事業費10万円以上）

薪ストーブ・ペレットストーブ設置支援

木質バイオマス燃焼器設置支援事業（町）

薪ストーブ及びペレットストーブ設置の本体購入費及び設置にかかる経費補助（煙突等配管経費含む）県の補助も別途あります

◎補助内容：事業費の1/3以内（上限10万円）

西山材の搬出や間伐等に対する支援

西山杉利活用補助事業（町：新規）

西山杉の搬出・間伐及び山林に入るための作業道の開設にかかる費用の補助

◎搬出 1,000円/m³

◎作業道の開設 2,000円/m

◎切捨て以上の間伐 事業費の30%以内

鳥獣被害対策関係事業

鳥獣害による耕地災害復旧事業（町：新規）

鳥獣害による水田畦畔など1地区事業費10万円以上の場合

◎補助内容：事業費の1/2以内

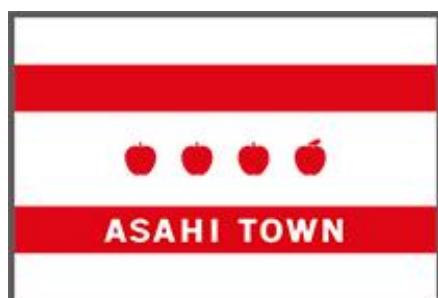
電気柵設置補助事業（町：新規）

農地の鳥獣被害を防止するために電気柵を設置する際の購入費に係る経費補助

◎補助内容：事業費の1/4（上限10万円）

農林振興課からのお知らせ

- ① 認定農業者農機具等支援事業を希望される方は5月15日（火）までお知らせください。
- ② 農業次世代人材投資事業をはじめ、新規就農をお考えの方（ご家族）はお気軽にご相談ください。
- ③ 認定農業者・認定新規就農者になると補助事業や融資の面でメリットがあります。申請について説明いたしますのでご相談ください。
- ④ クマヤの出没する季節になりました。またイノシシの目撃情報も寄せられています。人身被害、農作物被害を出さないために、次のことに十分注意してください。
 - ・ごみを放置しない・餌付けをしない・音の出るもので存在を知らせる
 - ・目撃をした時、被害があった時は通報する
- ⑤ 町では朝日町農業研修生受入協議会とともに、将来農業の担い手となる農業研修生を募集しています。研修生用の宿泊施設（元町）もありますので、農業に興味がある方、ご紹介いただける方などがおりましたらぜひ情報をお寄せください。
- ⑥ 朝日町若手農業者の会では会員を募集しています。出荷組合や栽培作物の違いに関わらず、若手農業者同士のつながりを目的に意見交換会や視察研修等の活動をしています（概ね45才まで）。詳しくは 白田憲彦（大谷三）090-4318-4725
- ⑦ 県事業でまだ要綱が発表されていないものや、また掲載した事業に関して細かい要件等がありますので、補助事業を計画している方は早めにご相談下さい。



平成30年5月発行

朝日町農林振興課（電話 67-2114）